

知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第40号

知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成16年佐賀県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(添付書面等の省略)		(添付書面等の省略)	
第 8 条 情報通信技術活用条例第 7 条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第 8 条 情報通信技術活用条例第 7 条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
書面等	措置	書面等	措置
住民基本台帳法 （昭和42年法律 第81号）第12条第 1 項に規定する 住民票の写し又 は住民票記載事 項証明書	略	住民基本台帳法 （昭和42年法律 第81号）第12条第 1 項に規定する 住民票の写し又 は住民票記載事 項証明書	略
		<u>商業登記法第10 条第1項(他の法 令において準用 する 場合 を 含 む。)に規定する 登記事項証明書</u>	<u>次のいずれかに掲げる措置</u> (1) <u>電子情報処理組織を使用する方法その 他の方法により行う、次のいずれかに掲げ る事項の知事等への提供</u> <u>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務 所の所在地</u> <u>イ 行政手続における特定の個人を識別す</u>

改正前			改正後		
					<u>るための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号</u> <u>ウ 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</u> <u>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、知事等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の知事等への提供</u> <u>(3) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。